

# Thomas C. Newkirk

## Of Counsel

[tnewkirk@jenner.com](mailto:tnewkirk@jenner.com)

## Office

Washington, DC

## Phone

+1 202 639 6099

## 業務分野

Financial Litigation

Hedge, Investment, and

Private Equity Funds



---

## 概要

トーマス・C・ニューカーク弁護士は、証券訴訟プラクティスグループの共同代表弁護士です。証券取引委員会における19年間の経験を生かし、会計、開示、インサイダー取引、連邦海外汚職行為防止法等の問題に関する秘密内部調査において、企業及び個人を代理しています。また、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関して取締役会や取締役会委員会にアドバイスを提供しており、さらに、クラスアクションや株主訴訟においても企業を代理しています。

ニューカーク弁護士は、2010年以降、チェンバースUSA誌において、証券・規制・実施法分野における米国での第一人者の1人として高い評価を受けています。2009年、2010年、2011年、2012年には、ワシントンD.C.スーパー・ロイヤーズ誌の証券訴訟部門において高く評価され、ワシントン市民誌では「ワシントンD.C.におけるトップ弁護士」の1人として評価されました。また、マーティンデール・ハッベルにおいては、倫理規範及び法的能力についての最高評価であるAV Peer Reviewとして評価されています。当事務所の証券訴訟プラクティスグループ及びサブプライム訴訟特別委員会のメンバーです。また、当事務所のファイナンス及び国際委員会のメンバーでもあります。

ニューカーク弁護士は、2004年に当事務所に入所する以前は、19年間に渡り、証券取引委員会の上級職員を務めていました。後半の11年間は、執行部門の副部長を務め、証券取引委員会の最重要案件の調査を指揮しました。政府勤務当時は、2つの大統領勲功高官章、証券取引委員会委員長賞、証券取引委員会法政策賞、証券取引委員会特別賞等、数多くの賞を受賞しました。現在は、連邦弁護士会証券法委員会諮問委員を務めています。また、証券取引委員会の実務に関し、頻繁に執筆や講演活動を行っています。



Knowing what works and what does not work in dealing with the Securities and Exchange Commission makes all the difference.”

## 業務分野

- Financial Litigation
- Hedge, Investment, and Private Equity Funds

## 代表的な案件

2004年に当事務所に入所してから、様々な証券取引委員会調査案件や関連する民事訴訟において、大企業やその役員、取締役等を代理してきました。

その代表的な案件は以下のとおりです。

- 証券取引委員会による会計及び開示調査において、ジェネラル・モーターズ社を代理した案件
- 証券取引委員会による調査において、主要ヘッジファンドを代理した案件
- 証券取引委員会による会計及び開示調査において、フォーチュン50社該当製造業者を代理した案件
- 証券取引委員会による会計調査において、フォーチュン100社該当製造業者を代理した案件
- 証券取引委員会による会計調査において、フォーチュン500社該当エネルギー会社を代理した案件
- 証券取引委員会による開示調査において、フォーチュン500社該当サービス会社を代理した案件
- 州による証券調査において、主要ヘッジファンドを代理した案件
- 証券取引委員会によるインサイダー取引調査において、金融機関のCEO及び会長を代理した案件
- 証券取引委員会によるディスカウント手数料についての調査案件
- 証券取引委員会の調査に関連して、主要ヘッジファンドを代理した案件
- 証券取引委員会による会計調査において、販売会社の監査委員会を代理した案件
- 証券取引委員会による連邦海外汚職行為防止法に関する調査において、炭鉱会社を代理した案件
- 証券取引委員会による調査及び関連する株主代表訴訟において、代替的エネルギー製造業者を代理した案件

- 証券取引委員会によるインサイダー取引調査において、主要な不動産投資信託会社を代理した案件
- 証券取引委員会によるインサイダー取引調査において、ホスピタリティ企業の会長を代理した案件
- 証券取引委員会による会計調査及び関連する株主代表訴訟において、公開会社のCEO及び会長を代理した案件
- 証券取引委員会による会計及び開示調査において、主要なサービス会社のCFOを代理した案件
- 主要な健康会社における内部調査案件
- 証券取引委員会による調査を受けるにあたっての費用の保険による回収訴訟において、証券取引委員会の実務に関し、専門家証人として証言した案件

### 証券取引委員会における経験

ニューカーク弁護士は、証券取引委員会において、19年間に渡り、同委員会の最重要案件の調査を担当しました。その代表的な案件は以下のとおりです。

- *SEC v. Time Warner Inc.* (旧AOLタイムワナー社) : オンライン広告収入とインターネット契約者数を水増し、かつ、他の3社による金融詐欺を助長及び教唆した疑いによる、金融詐欺案件
- *In the Matter of The Walt Disney Company* : ウォルト・ディズニー社とその取締役間の関連当事者取引の開示及びウォルト・ディズニー社の取締役に対する報酬の開示を怠ったことを理由として、ウォルト・ディズニー社の責任を追及した案件
- *SEC v. Wachovia Corporation* : ファースト・ユニオン社及びワコビア社の合併に起因する、委任開示及び報告違反に関する案件
- *SEC v. Koninklijke Ahold N.V. (Royal Ahold)* : ロイヤル・アホールド社に対する金融詐欺案件で、アホールド米国フードサービス社関連会社の前役員が、2000年から2002年までの間、8億2900万ドルの報酬及び300億ドルの収入を水増しした案件
- *In the Matter of PNC Financial Services Group, Inc.* 及び *SEC v. American International Group Inc.* : AIG社による、収入引き上げ及びPNCの貸借対照表から問題資産であった7億6200万ドル排除のための特別目的事業体の悪用についての金融詐欺案件
- タイコ・インターナショナル社案件である、*SEC v. Dennis Kozlowski et al.*、*SEC v. Frank Walsh* (タイコ前取締役)、及び、*In the Matter of Richard P. Scalzo, Jr., CPA* (タイコ前独立監査人)
- *SEC v. Arthur Andersen LLP et al.* : アーサー・アンダーセン監査法人によるウエスト・マネージメント社の不適切監査についての、同監査法人及びそのパートナー数人に対する案件

- *In the Matter of Sunbeam Corporation and SEC v. Albert J. Dunlap et al.* : 準備金の使用及びその他不正行為による収入引き上げを理由とする、サンビーム社及びその前トップ役員に対する案件、及び、*In the Matter of Phillip E. Harlow, CPA* : 不適切な職業上の行為を理由とする、サンビーム社の外部監査人に対する関連案件
- *In the Matter of Cendant Corporation* 及び関連する9件 : センダント社及びその前役員に対する収入増しについての詐欺及びその他責任に関する案件、及び、センダント社による報告違反を助長し教唆したことについての外部監査人に対する関連案件
- *In the Matter of The Dreyfus Corporation* : 投資機会の相互資金誤配分に関する案件
- *SEC v. Rhino Advisor, Inc.* : ライノ・アドバイザーズ社その他に対する「死のスパイラル」転換社債操作
- *SEC v. Prudential Securities, Inc.* : 合資会社の売却において詐欺行為をされた投資家のため、証券取引委員会が約10億ドルを回収した案件
- *In the Matter of Gruntal & Co. Incorporated* : 没収資金の不正流用に関するブローカーディーラー案件
- *In the Matter of Certain Activities of Options Exchanges* : オプション取引においてオプションの掲載で競争せず市場を規制しなかったことに関する案件

## 資格

- District of Columbia, 1976
- New York, 1966

## 経歴

- Cornell Law School, LLB, with distinction; Order of the Coif; Board Member, Phi Kappa Phi, 1966
- Cornell University, BA, Phi Eta Sigma, 1964

## 登録済み裁判所

- US Court of Appeals, Eleventh Circuit, 2010
- US Court of Appeals, District of Columbia Circuit, 2008
- US District Court, Eastern District of New York, 1968
- US District Court, Southern District of New York, 1968

## 受賞

- *The Best Lawyers in America*, Litigation-Securities, 2015-2022, 2024, 2026
- *Chambers USA*, Securities: Regulation: Enforcement (Nationwide), 2010-2019, 2024
- Leaders League, Litigation & Competition Directory: Securities Litigation, 2018

- *Legal Times*, Leading Lawyers: Internal Investigation/Corporate Governance, 2008
- *Legal 500*, Dispute Resolution - Securities Litigation - Defense, 2016, 2018, 2020-2021
- Presidential Meritorious Executive Awards, 1980, 1992
- Securities and Exchange Commission
  - Chairman's Award of Excellence, 2002
  - Capital Markets Award, 2000
  - Distinguished Service Award, 1992
  - Nominee for Federal Executive of the Year Award, 1992
- U.S. Department of Energy
  - Secretary of Energy's Exceptional Service Award, 1985
  - Secretary of Energy's Outstanding Service Medal, 1981
- *Washington, D.C. Super Lawyers*, Securities Litigation, 2009-2020
- *Washingtonian Magazine*, Washington's Best Lawyers, 2009-2014

## **弁護士会**

- American Bar Association
- Association of the Bar of the City of New York
- Federal Bar Association, Executive Council of the Securities Law Committee, Member